

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日、
と異なる日
に当り)

目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(経営指導課)

◇教委規則 鳥取県公立高等学校通学区区域に関する規則の一部を改正する規則(高等学校課)

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(シ)

◇教委告示 平成十年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(小中学校課)

平成十年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(シ)

平成十年度鳥取県立高等学校募集生徒数(高等学校課)

平成十年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項(シ)

平成十年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項(シ)

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◇職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一 技術吏員をもつて充てる職に隊長、副隊長及び隊員を加えることとした。

二 この規則は、平成九年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の拡充

1 生産環境改善資金のうち保温施設内健康障害防止技術導入資金に次の資金を加えることとした。

| 種 類 | 標準事業費 | 償還期間 | 据置期間 |
|----------------|--------------------|------|------|
| 収穫作業車の購入に要する資金 | 施設の面積百平方メートルにつき五万円 | 七年以内 | 一年以内 |

2 花き生産高度化資金に次の資金を加えることとした。

| 種 類 | 標準事業費 | 償還期間 | 据置期間 |
|---------------|--|-----------------------------------|------|
| 花き生産省力化技術導入資金 | 施設栽培による切花に係るもの 作付面積百平方メートルにつき百三十七万八千円 | 七年以内 | 一年以内 |
| 花き生産省力化技術導入資金 | 露地栽培による切花に係るもの 作付面積十アールにつき六十二万三千円 | 〃 | 〃 |
| 花き生産省力化技術導入資金 | 一連の作業の省力化を行うために必要な施設機械又は資 | 鉢物に係るもの 作付面積百平方メートルにつき二百四十万六千円 | 〃 |

規 則

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

| | | | | |
|----------------|----------|------------------------|---|---|
| 材の購入又は設置に要する資金 | 球根に係るもの | 作付面積十アールにつき三十一万六千円 | 〃 | 〃 |
| の | 成型苗に係るもの | 作付面積百平方メートルにつき百七十五万六千円 | 〃 | 〃 |
| 花木に係るもの | | 作付面積十アールにつき二十二万五千円 | 〃 | 〃 |

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「婦長」の下に「・隊長・副隊長」を、「栄養指導員」の下に「・隊員」を加える。

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の(三)に次のように加える。

| | | | |
|------------------|--------------------|------|------|
| ホ 収穫作業車の購入に要する資金 | 施設の面積百平方メートルにつき五万円 | 七年以内 | 一年以内 |
|------------------|--------------------|------|------|

別表第一第九号の二中「又は花き」を「花き」に、「管理する生産方式」を「管理し、又は花きのは種若しくは植付けから収穫若しくは調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式」に改め、同号に次のように加える。

| | | | | |
|---|------------------|-----------------------|------|------|
| 三 花き生産省力化技術導入資金 花きのは種又は植付けから収穫又は調製まで | イ 施設栽培による切花に係るもの | 作付面積百平方メートルにつき百二十万八千円 | 七年以内 | 一年以内 |
|---|------------------|-----------------------|------|------|

の一連の作業の省力化を行うために必要な施設機械又は資材の購入又は設置に要する資金

| | | | |
|------------------|-------------------------|-----|-----|
| 口 露地栽培による切花に係るもの | 作付面積十アールにつき六十二万三千円 | 七年内 | 一年内 |
| ハ 鉢物に係るもの | 作付面積百平方メートルにつき二百四十四万六千円 | 七年内 | 一年内 |
| ニ 球根に係るもの | 作付面積十アールにつき三十一万六千円 | 七年内 | 一年内 |
| ホ 成型苗に係るもの | 作付面積百平方メートルにつき百七十五万六千円 | 七年内 | 一年内 |
| ヘ 花木に係るもの | 作付面積十アールにつき二十二万五千円 | 七年内 | 一年内 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県公立高等学校通学区区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県公立高等学校通学区区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公立高等学校通学区区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二中「職業に関する科」を「専門教育を主とする学科」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の三 全日制課程（総合学科） 全県一区とする。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の定時制」を削る。

別表の一の表鳥取商業高等学校の項中

三三〇人 を 二八〇人

に改め、同表鳥取西工業高等学校の項中

一九〇人 を 一五二人

に改め、同表鳥取農業高等学校の項中

| | |
|-------|------|
| 産業基礎科 | 三年以上 |
| 生活科学科 | 三年以上 |
| 生活科 | 三年以上 |

を

| |
|-------|
| 産業基礎科 |
| 生活科学科 |

三年以上
三年以上

に改め、同表由良育英高等学校の項中

六四〇人

を 六

〇〇人

に改め、同表米子東高等学校の項中

一、二二〇人

を 一、〇八〇

人

に改め、同表米子西高等学校の項中

一、〇〇〇人

を 九六〇人

に改め、同表米子高等学校の項中

| | | | |
|------|-----|----|------|
| 普通学科 | 普通科 | 三年 | 四八〇人 |
|------|-----|----|------|

を

| | | | |
|------|-----|----|------|
| 普通学科 | 普通科 | 三年 | 三二〇人 |
| 総合学科 | | 三年 | 一六〇人 |

に改め、同表境水産高

等学校の項中

| | | | |
|-------|-------|----|------|
| 水産学科 | 海洋工学科 | 三年 | 一八〇人 |
| | 情報通信科 | 三年 | |
| 食品科学科 | 食品科学科 | 三年 | 三八人 |
| | 食品経済科 | 三年 | |
| 商業学科 | 情報事務科 | 三年 | 四〇人 |
| | 情報事務科 | 三年 | |

を

| |
|------|
| 水産学科 |
|------|

| | | |
|-------|----|------|
| 海洋工学科 | 三年 | 一八〇人 |
| 情報通信科 | 三年 | |
| 食品経済科 | 三年 | 一一四人 |

に改める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

平成十年年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

平成10年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

- (1) 鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) 幼稚部
 - 平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 3人
 - 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) 7人
 - 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児 (以下「3歳児」という。) 7人
- (2) 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 (以下「ひまわり分校」という。) 幼稚部
 - 平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 6人
 - 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) 5人
 - 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 5人

いう。) 7人

2 出願資格を有する者

3 歳児、4 歳児又は5 歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令340号)第22条の3の表に規定する程度のもの

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオージオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成10年2月2日(月)から同月6日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月6日(金)までの消印のあるものに限る、受け付ける。

(イ) 受付時間は、9時から17時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成10年2月19日(木) 13時30分から15時30分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成10年2月27日(金)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031、フアクシミリ0857-23-5442)又はひまわり分校(米子市上福原七丁目13-2 電話0859-23-2810、フアクシミリ0859-23-2810)に問い合わせること。

鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

平成十年年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 肇

平成10年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児(以下「5歳児」という。) 5人

平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児(以下「4歳児」という。) 7人

2 出願資格を有する者

4 歳児又は5 歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令340号)第22条の3の表に規定する程度のもの

- 3 出願方法
- (1) 出願手続
 入学志願者は、入学志願書に幼児調査表を添えて鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)
- (2) 出願期間及び受付場所
 ア 出願期間
 (ア) 平成10年2月2日(月)から同月6日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成10年2月6日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。
 (イ) 受付時間は、9時から17時までとする。
 イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)
- (3) その他
 皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。
- 4 入学者の選抜の方法
 入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。
- 5 面接の日程等
 (1) 日時 平成10年2月19日(木) 13時30分から15時30分まで
 (2) 場所 皆生養護学校
 (3) 内容
 ア 幼児との面接及び行動観察
 イ 保護者との面接
- 6 合格者の発表
 平成10年2月27日(金)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。
- 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校(米子市上福原七丁目13-4 電話0859-22-6571、フアクシミリ0859-22-6571)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十六号

平成十年鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 全日制課程
 平成十年鳥取県立高等学校募集生徒数

| 高等学校名 | 学 科 | 科 名 | 募集生徒数 |
|----------|------|---------|-------|
| 鳥取東高等学校 | 普通学科 | 普通科 | 四〇〇人 |
| | 普通学科 | 普通科 | 四〇〇人 |
| 鳥取西高等学校 | 家庭学科 | 家庭科学科 | 八〇人 |
| | 家庭学科 | 商業科 | 八〇人 |
| 鳥取商業高等学校 | 商業学科 | 国際経済科 | 八〇人 |
| | | 会計科 | 四〇人 |
| | | 情報管理科 | 八〇人 |
| | | 電子機械科 | 三八人 |
| | | 機械システム科 | 三八人 |
| | | 電気科 | 三八人 |
| | | 工業学科 | 工業学科 |

| | | | | | | |
|--------|-------------------------|------------------|--------|-------------------------|--|--|
| 青谷高等学校 | 智頭農林高等学校 | 八頭高等学校 | 岩美高等学校 | 鳥取農業高等学校 | 鳥取西工業高等学校 | |
| 普通学科 | 農業学科 | 家庭学科 普通学科 | 普通学科 | 農業学科 | 工業学科 | |
| 普通科 | 生活科学科 木材加工科 林業技術科 | 園芸経営科 生活デザイン科 | 普通科 | 生活科学科 食品産業科 緑地園芸科 | 生産流通科 建設システム科 情報電子科 電気科 | 電子機械科 化学技術科 建築科 情報技術科 |
| 二〇〇人 | 三八人 | 八〇人 | 四〇人 | 三六〇人 | 一六〇人。 ただし、文理 コース八〇人、 情報ビジネス コース、健康 ・福祉コース 各四〇人とす る。 | 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 |

| | | | | | | |
|--|--|-------------------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------|
| 赤碕高等学校 | 由良育英高等学校 | 倉吉工業高等学校 | 倉吉産業高等学校 | 倉吉農業高等学校 | 倉吉西高等学校 | 倉吉東高等学校 |
| 普通学科 | 普通学科 | 工業学科 | 家庭学科 商業学科 | 農業学科 | 普通学科 | 普通学科 |
| 普通科 | 普通科 | 環境建設科 化学応用科 情報技術科 | 電気科 機械科 | 生活デザイン科 情報処理科 会計科 | 生活科学科 畜産科 園芸科 農林科 | 普通科 普通科 |
| 〇人とする。 ツコース各四 ス、健康スポー ビジネスコー コース、情報 ただし、文理 一三〇人。 二二〇人。 ただし、その うち四〇人は 体育コースと する。 | 二二〇人。 ただし、その うち四〇人は 体育コースと する。 | 三八人 三八人 三八人 | 三八人 三八人 三八人 三八人 | 三八人 三八人 三八人 三八人 三八人 | 二四〇人 二四〇人 | 二四〇人 |

| | | | | | | | | |
|---|---------|--------------|---|--------------|---------------------------|--------|--------------|---------|
| 境港工業高等学校 | 境水産高等学校 | 境高等学校 | 淀江産業技術高等学校 | 米子工業高等学校 | 米子南商業高等学校 | 米子高等学校 | 米子西高等学校 | 米子東高等学校 |
| 工業学科 | 水産学科 | 家庭学科 普通学科 | 家庭学科 農業学科 | 工業学科 | 商業学科 | 総合学 | 家庭学科 普通学科 | 普通学科 |
| 建築科 電子情報科 電子電気科 電子機械科 食品経済科 情報通信科 海洋工学科 | | 家庭科学科 普通科 | 食物調理科 食品産業科 生産工学科 材料化学科 土木科 | 情報電子科 電気科 | 情報システム科 会計情報科 流通経済科 | 生活文化科 | 普通科 | 普通科 |
| 一三〇人。 ただし、文理 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 | 三八人 |

| | | | | | | | | |
|----------|------|-------|------------------|------------------------|-------|----------|-------------|---|
| 三 通信制課程 | | | 二 定時制課程 | | | 一 全日制課程 | | |
| 高等學校名 | 学 科 | 募集生徒数 | 高等學校名 | 学 科 | 募集生徒数 | 高等學校名 | 学 科 | 募集生徒数 |
| 鳥取西高等学校 | 普通学科 | 約一〇〇人 | 鳥取西高等学校 | 普通学科 | 四〇人 | 根雨高等学校 | 普通学科 | コース、情報 ビジネスコー ス、音楽教養 コース各四〇 人とする。 |
| 米子東高等学校 | 普通学科 | 約一〇〇人 | 鳥取農業高等学校 美和分校 | 農業学科 産業基礎科 生活科学科 | 三八人 | 日野産業高等学校 | 商業学科 商業科 | 四〇人 |
| | | | 倉吉東高等学校 | 普通学科 | 四〇人 | | 産業技術科 | 三八人 |
| | | | 米子東高等学校 | 普通学科 | 四〇人 | | | 五、九七六人 |
| (通信制課程計) | | | (定時制課程計) | | | (全日制課程計) | | |
| 約二〇〇人 | | | 一五八人 | | | 五、九七六人 | | |

鳥取県教育委員会告示第十七号

平成十年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集を次の要項により実施する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会 田 原 啓 一

平成10年度鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

| 高等学校名 | 所 在 地 | 募 集 生 徒 数 |
|---------|-------------|-----------|
| 鳥取西高等学校 | 鳥取市東町二丁目112 | 約100人 |
| 米子東高等学校 | 米子市勝田町1 | 約100人 |

2 出願資格を有する者

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者又は平成10年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者のうち、鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町及び関金町の居住者は鳥取西高等学校に、米子市、境港市、東伯郡北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町、西伯郡並びに日野郡の居住者は米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

ア 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）

イ 最後に在学した学校の卒業証明書又は修了証明書及び学力を証する書類
ウ 高等学校を中途退学した者は、ア及びイの書類のほかに、その高等学校の校長の発行する単位修得証明書

(2) 出願期間

平成10年3月2日(月)から同月31日(火)まで（第2土曜日、第4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

各募集高等学校において書類審査と面接により合格者を決定する。

5 合格者への通知等

(1) 合格者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。その際、入学許可願用紙を同封する。

(2) 合格者は、入学許可願に必要事項を記入の上押印し、所定の入学料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付け、各募集高等学校に提出する。

(3) 各募集高等学校の校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたとときは、入学許可書を交付する。

6 注意事項

(1) 提出された書類及び入学料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校に問い合わせること。この場合、郵送で返信を必要とする者は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

7 参考事項

(1) 通信制課程の教育方法は、次のとおりである。

ア 報告課題（レポート） 担当の教員が出題した報告課題に解答を記入して提出

し、添削・評価を受ける。

イ 面接指導 (スクーリング) 学校に登校して直接授業を受ける (主として日曜日に行う)。

ウ 試験 年3回試験を行う。

(2) 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。

国語 I、国語 II、国語表現、現代文、古典 I、現代社会、世界史 B、日本史 B、地理 B、数学 I、数学 II、化学 I B、生物 I B、体育、保健、音楽 I、美術 I、書道 I、英語 I、英語 II、オーラル・コミュニケーション A、家庭一般、家庭経営、保育、食物及び簿記 (ほか)に鳥取西高等学校では物理 I A、化学 I A、生物 I A、地学 I A及び流通経済を、米子東高等学校では倫理、政治・経済、物理 I B、地学 I B、被服、情報処理及び商業法規を履修することができる。

このほか、技能連携制度による指定技能教育施設 (鳥取西高等学校にあっては鳥取看護高等専修学校、米子東高等学校にあっては米子看護高等専修学校) において教育を受けている者は、技能連携措置に係る科目を履修することができる。

(3) 高等学校の定時制課程に在学する者で、通信制課程の一部の科目の履修を希望するものは、3の(1)に定める区分により、鳥取西高等学校又は米子東高等学校に次の書類を提出しなければならない。(入学科は、必要としない。)

ア 通信制課程一部科目履修願 (各募集高等学校から交付されたもの。)

イ 在学する高等学校の校長の発行する通信教育受講許可書

鳥取県教育委員会告示第十八号

平成十年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集を次の要項により実施する。

平成九年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 田 田 課

平成10年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

1 募集園児数 60人

2 出願資格を有する者

平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児

3 入園志願書の交付

(1) 交付期間

ア 平成9年11月1日(土)から同月7日(金)まで (日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) とする。

イ 交付時間は、8時30分から16時まで (土曜日は8時30分から12時まで) とする。

(2) 交付場所

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園 (以下「久松幼稚園」という。)

4 出願方法

(1) 出願手続

ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。

イ 久松幼稚園の園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成9年11月10日(月)及び同月11日(火)とする。

(イ) 受付時間は、14時から16時30分までとする。

イ 受付場所

久松幼稚園

5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成9年11月17日(月) 9時

(2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成9年11月17日(月)13時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園の園長が定める。

(2) 園児の募集に関し不明な事項は、久松幼稚園(鳥取市東町一丁目208 電話0857-22-3252)に問い合わせること。

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「(潜水手当等の額の計算方法)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 航空機搭乗業務手当の額を計算する場合において、月の一日から末日までの間における条例第三十七条第一項に掲げる業務に従事した時間数の合計又は同条第三項に掲

げる業務に従事した時間数の合計に一分に満たない端数時間があるときは、当該端数時間を切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十五号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号に次のように加える。

(四) 教育訓練作業

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。